

墨田区学校給食費助成条例（案）概要

1 目的（第1条）

義務教育無償の原則に基づき、墨田区立小学校及び中学校に在籍する児童及び生徒の学校給食に係る経費について、児童生徒の保護者に対し助成金を交付することにより、負担軽減を図るとともに、子育て支援及び教育の充実に資することを目的とする。

2 内容

（1）助成対象者（第2条）

区立学校に在籍する児童生徒の保護者とする。

（2）助成金の額（第3条）

保護者が負担すべき学校給食費の全額とする。ただし、国、東京都又は区等の負担において、学校給食費の全部又は一部の給付を受けた場合には、当該給付を受けた額に相当する額を控除した額とする。

（3）交付申請（第4条）

助成金の交付を受けようとする保護者は、区長が指定する期日までに学校長を経由し、区長に申請しなければならない。

（4）交付決定（第5条）

区長は、交付申請を受けた場合は、その内容について審査を行い、助成金の交付の可否を決定し、当該申請をした保護者に通知する。

（5）助成金の交付（第6条）

ア 助成金の交付決定を受けた保護者は、学校長を経由し、区長に助成金の請求をしなければならない。

イ 区長は、助成金の請求を受けたときは、速やかに助成対象保護者に助成金を交付するものとする。

（6）請求及び受領の委任（第7条）

ア 助成対象保護者は、助成金の請求及び受領に関して、学校長に委任することができる。

イ 委任する場合は、助成対象保護者は委任状に記名押印し、区長に提出し

なければならない。

ウ 委任を受けた学校長は、保護者に代わって助成金を請求し、受領することができる。

(7) 交付決定の取消し等 (第 8 条)

ア 区長は、助成金の交付を受けた者が、次のいずれかに該当するときは、交付の決定を取り消す。

(ア) 保護者でなくなったとき。

(イ) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(ウ) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

イ 区長は、交付決定を取り消したときは、助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(8) 委任 (第 9 条)

この条例の施行に関し必要な事項は、墨田区規則で定める。

(9) 施行期日等

この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。ただし、中学 3 年生から順次実施し、毎年対象学年を拡大していくものとする。